

## プレミアム付商品券事業の撤回を求める意見書（案）

国においては、消費税率の10%への引き上げに伴う、低所得者・子育て世帯（0～2歳児）への消費に与える影響の緩和及び地域における消費の喚起を目的として、プレミアム付商品券の販売を行う市区町村に対し、その実施に必要な経費を国が全額補助する事業に約1,723億円の予算を計上している。

国が消費増税による経済への影響の平準化策の一つにあげているこの事業だが、対象者が住民税の非課税世帯と3歳児未満の子育て世帯に限定されることで、利用できる人と利用できない人の間に差が生じる上、対象者は、1冊につき5,000円分の商品券を4,000円で最大5冊まで購入できるが、全て購入しようとする2万円必要になるため、真に困窮している人はその権利を行使しがたいなど、低所得者・子育て世帯への影響緩和という点で、公平性が担保された制度とは言えない。

その上、商品券の使用可能店舗は、原則として市内店舗に限定された公募によって認められた店舗に限定されるため、商品の市場価格としての適正性が担保されるかも甚だ疑問である。

また、大阪市においては約58億円が予算として計上されているが、そのうち約23億円が、商品券そのものの発行額ではなく申請関連業務などを行う事業者への委託費などの関連事務費として想定されており、事業費の約4割が商品券本体とは別に利用される見通しである。他の市町村の予算においても、関連事業費が大きな割合を占めている。

以上のことから、本事業は消費増税に対する経済への影響の平準化策としてふさわしいとは言えない上、多くの費用が事業費本体とは別のものに支出されるため、消費増税に際したバラマキという域を出ず、その歳出規模においても国家に与える影響が相当大きいものである。

よって国におかれては、プレミアム付商品券事業を撤回するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。